

介護保険課が庶務を行う会議の公開に係る傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福祉部介護保険課が庶務を行う次に掲げる会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 川西市介護保険運営協議会（部会を含む。）
 - (2) 川西市介護保険施設の指定候補事業者に係る公募型プロポーザル審査委員会
- (傍聴手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、開催場所において、会議を傍聴したい旨係員に申し出た上、傍聴席に着かなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定める者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為はしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会議の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、傍聴を認めない旨の決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和２年１月３１日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。